

様式第6号（第11条関係）

宝 住 第 4 8 8 号
平成29年4月1日

一般廃棄物収集運搬業許可証

複写無効

住 所 富山県高岡市福岡町本領1053番地1
氏 名 ハリタ金属株式会社
代表取締役 張田 真 様

宝達志水町長 津 田



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の許可を受けた者であることを証します。

許可年月日	平成29年4月1日	許可番号	宝達志水町指令 住第488号
事務所の所在地 及び名称	(本社) 富山県高岡市福岡町本領1053番地1 (支店) 石川県白山市福留町524番1 ハリタ金属株式会社		
事業場の所在地	(本社) 富山県高岡市福岡町本領1053番地1 (支店) 石川県白山市福留町524番1		
事業の範囲	宝達志水町行政区域全域		
許可の有効期限	平成31年3月31日（2年間）		
許可の更新・ 変更の状況	平成29年4月1日 一般廃棄物収集運搬業許可更新		
条 件	1. 粗大ごみ及び特定家庭用機器再商品化法対象の「テレビ」「電気冷蔵庫・電気冷凍庫」「エアコン」「電気洗濯機・衣類乾燥機」の収集運搬業に限る。 2. ごみの収集運搬にあたっては、各事業所と収集業務委託契約によって実施すること。 3. 粗大ごみの収集運搬先は富山県高岡市福岡町本領1053番地1とする。 4. 一般廃棄物の飛散など、生活環境の保全に支障を来さないようにすること。 5. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律を遵守すること。		

備考 この処分に不服のある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に宝達志水町長に対して、異議申立てすることができます。